

令和 8 年度 相談支援従事者指導者養成研修

PG04【講義】

「刑事司法と障害福祉の連携について」

厚生労働省 社会・援護局総務課
矯正施設退所者 地域支援対策官
濱田 新

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

目次

- 地域生活定着促進事業の概要
- 地域生活定着支援センターの支援状況等
- 参考【司法関係法令等】
- 官民協働の支援ネットワーク体制の構築

【問】



「刑事司法」と「福祉」の連携において、必要なことは。

地域生活定着促進事業の概要



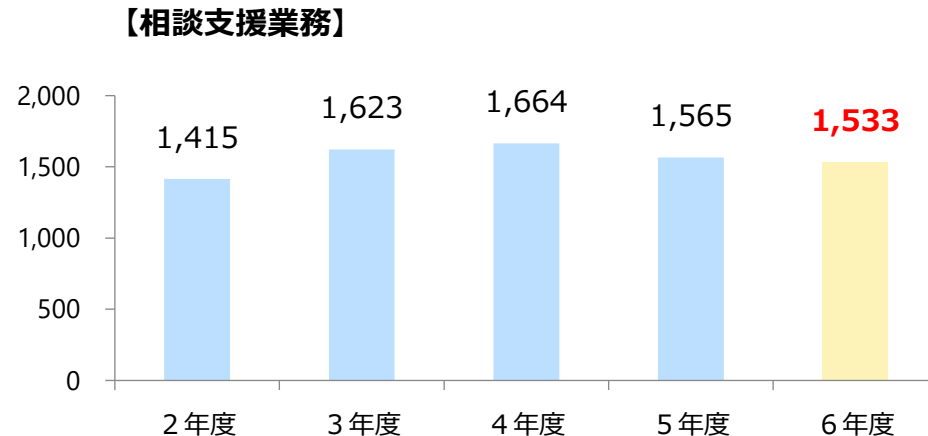
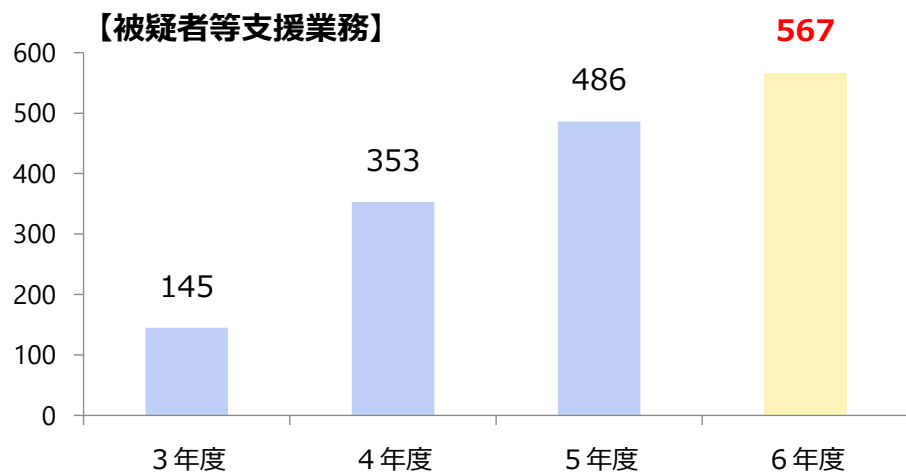
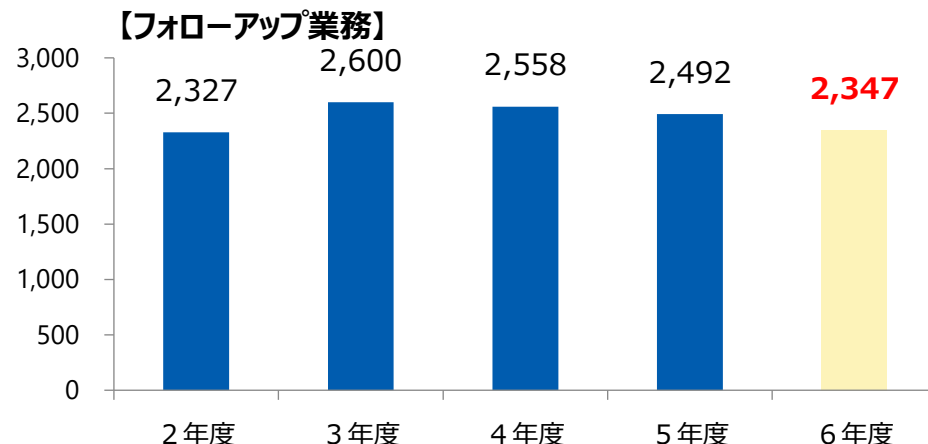
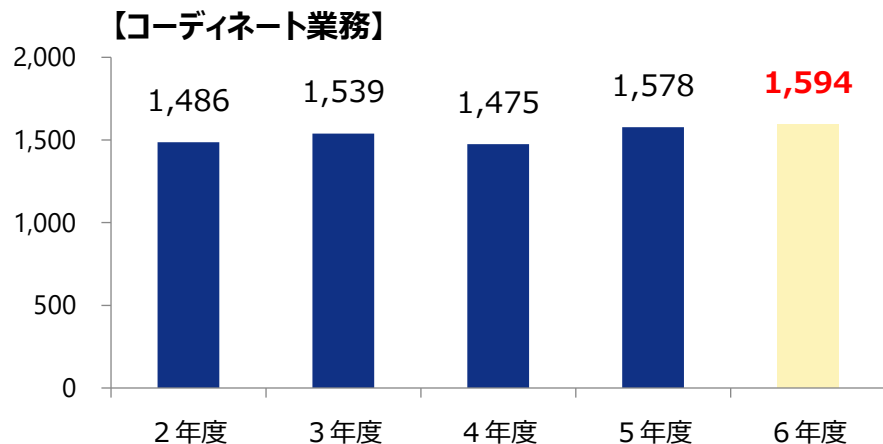
地域生活定着促進事業の支援状況等



地域生活定着支援センターの支援状況①

令和6年度地域生活定着促進事業実施状況調査

【地域生活定着支援センターによる業務別支援実施件数の推移（令和2年4月～令和7年3月）】



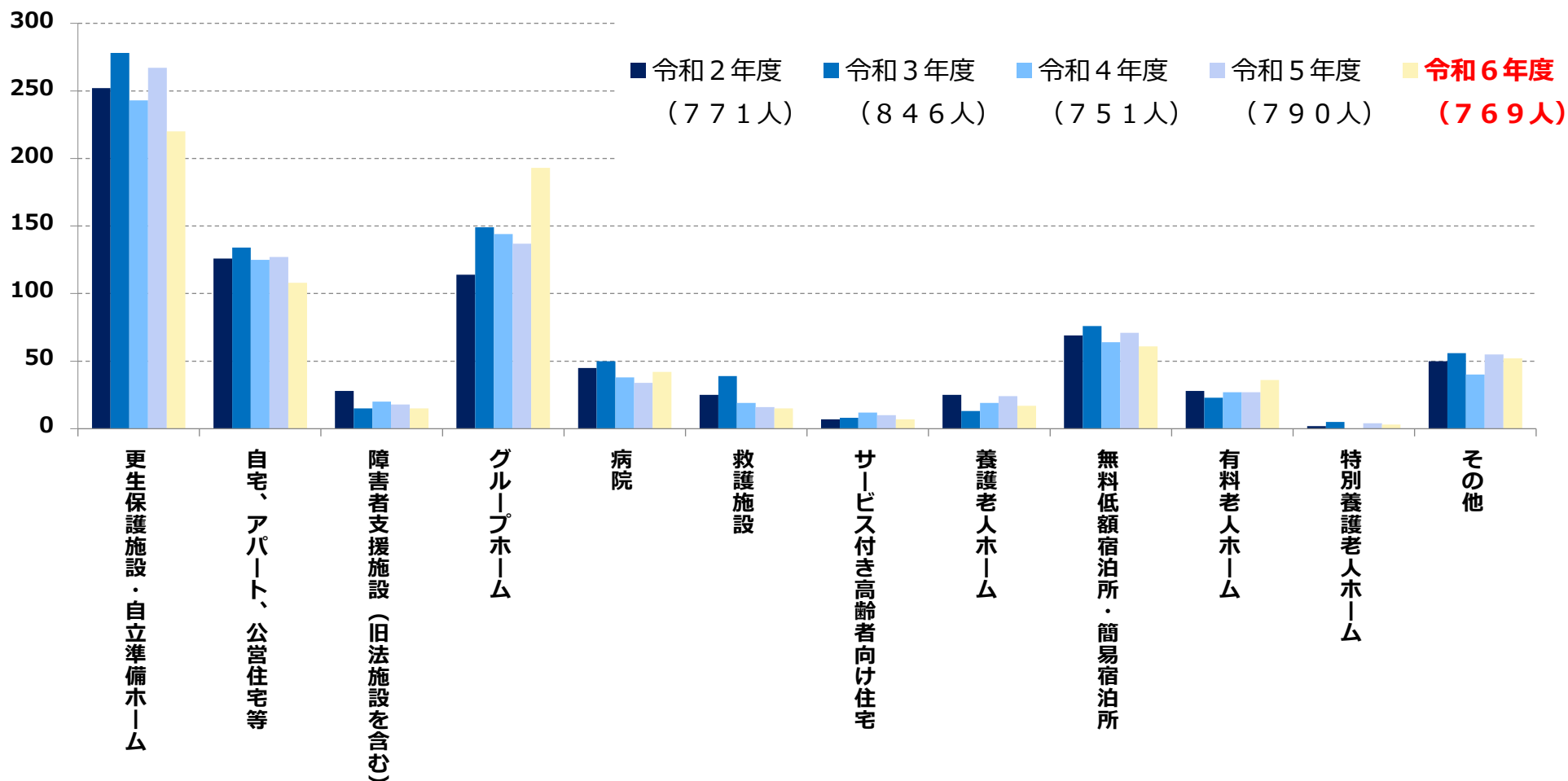
〔 被疑者等支援業務は、令和3年度から開始。（他センター除く） 〕

〔 相談支援業務の件数は、面接・訪問等の支援を実施した者に限定して計上。（電話相談のみは除外） 〕

地域生活定着支援センターの支援状況②

令和6年度地域生活定着促進事業実施状況調査

【矯正施設を退所し受入先に帰住した者の矯正施設退所時点の居住先内訳】



※「救護施設」について、令和2年度以降は「生活保護施設」である。

(注) 令和7年7月31日時点で、各都道府県から回答があった実績を集計したもので、今後、各都道府県からの報告により変更が生じる可能性がある。

地域生活定着支援センターの支援状況③

令和6年度地域生活定着促進事業実施状況調査

【矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の障害者種別・年齢別内訳】

令和6年度

	身体障害	知的障害	精神障害	身体+知的	身体+精神	知的+精神	身体+知的+精神	その他※	合計
65歳以上	31	22	54	2	9	7	0	186	311
65歳未満	25	125	212	3	14	71	5	3	458
合計	56	147	266	5	23	78	5	189	769

※「その他」には、軽度の認知症の者や、障害が疑われる者などが含まれる。

(精神障害) 372人 (48.4%)

令和4年度

	身体障害	知的障害	精神障害	身体+知的	身体+精神	知的+精神	身体+知的+精神	その他※	合計
65歳以上	20	30	33	6	7	4	0	222	322
65歳未満	23	114	186	4	22	71	2	7	429
合計	43	144	219	10	29	75	2	229	751

※「その他」には、軽度の認知症の者や、障害が疑われる者などが含まれる。

(精神障害) 325人 (43.3%)

平成29年度

	身体障害	知的障害	精神障害	身体+知的	身体+精神	知的+精神	身体+知的+精神	その他※	合計
65歳以上	37	34	42	1	6	7	0	248	375
65歳未満	22	133	109	13	16	61	4	18	376
合計	59	167	151	14	22	68	4	266	751

※「その他」には、軽度の認知症の者や、障害が疑われる者などが含まれる。

(精神障害) 245人 (32.6%)

地域生活定着支援センターの支援状況④

令和6年度地域生活定着促進事業実施状況調査

【被疑者等支援業務における「実施自治体数」及び「実施センター数」の推移（令和3年度から令和6年度）】

【令和6年度】 (実施自治体数：47) (実施センター数：48)		合計		割合	
		支援継続中	年度内支援終了		
合計		571	306	265	
	被疑者	311	159	152	54.5%
	被告人	234	134	100	41.0%
	処分・判決後	26	13	13	4.6%

【R6：1センター取扱い件数】
571件/48センター = 11.9件

【令和5年度】 (実施自治体数：46) (実施センター数：47)		合計		割合	
		支援継続中	年度内支援終了		
合計		493	248	245	
	被疑者	276	133	143	56.0%
	被告人	185	97	88	37.5%
	処分・判決後	32	18	14	6.5%

【R5：1センター取扱い件数】
493件/47センター = 10.5件

【令和4年度】 (実施自治体数：45) (実施センター数：46)		合計		割合	
		支援継続中	年度内支援終了		
合計		359	199	160	
	被疑者	189	99	90	52.6%
	被告人	145	87	58	40.4%
	処分・判決後	25	13	12	7.0%

【R4：1センター取扱い件数】
359件/46センター = 7.8件

【令和3年度】 (実施自治体数：36) (実施センター数：37)		合計		割合	
		支援継続中	年度内支援終了		
合計		150	92	58	
	被疑者	76	44	32	50.7%
	被告人	58	36	22	38.7%
	処分・判決後	16	12	4	10.7%

【R3：1センター取扱い件数】
150件/37センター = 4.1件

※年度内支援終了件数は、他センターへの依頼を含む

地域生活定着支援センターの支援状況⑤

令和6年度地域生活定着促進事業実施状況調査

【被疑者等支援業務における「障害者種別」対象者数の推移（令和3年度から令和6年度）】

【令和6年度】	合計	身体	知的	精神	身体+知的	身体+精神	知的+精神	身体+知的+精神	その他
合計	571	24	118	204	1	6	35	2	181
65歳以上	177	7	9	19	0	4	0	0	138
65歳未満	394	17	109	185	1	2	35	2	43

【精神障害者数】

247人
(43.3%)

【令和5年度】	合計	身体	知的	精神	身体+知的	身体+精神	知的+精神	身体+知的+精神	その他
合計	493	20	97	163	5	5	26	2	175
65歳以上	173	11	5	20	2	2	1	0	132
65歳未満	320	9	92	143	3	3	25	2	43

【精神障害者数】

196人
(39.8%)

【令和4年度】	合計	身体	知的	精神	身体+知的	身体+精神	知的+精神	身体+知的+精神	その他
合計	359	25	61	106	2	5	20	1	139
65歳以上	153	14	5	16	1	1	1	1	114
65歳未満	206	11	56	90	1	4	19	0	25

【精神障害者数】

132人
(36.8%)

【令和3年度】	合計	身体	知的	精神	身体+知的	身体+精神	知的+精神	身体+知的+精神	その他
合計	150	8	18	51	1	1	10	0	61
65歳以上	81	4	2	13	1	1	2	0	58
65歳未満	69	4	16	38	0	0	8	0	3

【精神障害者数】

62人
(41.3%)

※すべての年度において、他センターへ依頼を含む

令和6年度厚生労働省社会福祉推進事業

「健康課題のある犯罪をした者等に対する地域生活定着支援センターと保健分野の関係機関等との連携の在り方に関する調査研究事業」

1 課題の趣旨・目的

近年、地域生活定着支援センターが福祉的な支援を行い、受入れ先に帰住した者のうち精神障害等を有する対象者が大幅に増加しており、保健分野の関係者・機関との連携が喫緊の課題となっている。

とりわけ、刑事施設に収容された受刑者の中には精神作用物質使用による精神障害や統合失調症等といった健康課題をもつ者も少なくなく、地域生活定着支援センターにおいても、保健センターや保健所、保健師等との連携が重要となるが、その具体的な連携状況等については実態が十分に把握できていない。そのため、地域生活定着支援センターと保健分野の関係機関等との連携状況に関する実態把握を行い、現状と課題を整理する。また、実際の取組事例を踏まえ効果的な連携手法等についての整理・分析を行い、新たな支援ニーズにも応える地域生活定着支援センターと保健分野の関係機関等との連携の在り方を示すことを目的とする。

2 事業内容（抜粋）

- ・地域生活定着支援センターと保健分野の関係機関等との連携に関する実態把握。（アンケート調査・ヒアリング調査の実施）
- ・上記調査結果等を踏まえ、センターが保健分野の関係機関等との連携を図る上での留意点や課題、効果的な連携手法等について整理・分析を行い、「連携ハンドブック（連携のTipsや好取組、双方の機関における機能や役割等の紹介等）」を作成。
- ・上記取組により収集した取組事例、保健分野の関係機関等との連携を図る上での留意点や課題、効果的な連携手法等についてを全国に普及するため、保健分野の関係機関等も含めた研修会を実施。

※成果物（連携ハンドブック）については、支援現場で有効に活用できるよう、地域生活定着支援センターや保健分野の関係機関等に配布。

※ 振り返り

- ・ケースの抱える健康課題は、多い順に「統合失調症」、「アルコール依存症」、「うつ病」、「認知症」、「双極性障害」、「薬物依存」等。
- ・当該ケースの支援にあたっては、センターと保健所等の連携したケースは限定的かつ、双方の役割や業務に関しても理解が不十分。
- ・双方の専門分野における社会資源の把握やそれぞれの関係機関の特徴（機能や役割）等に関する認識が不足。

令和7年度厚生労働省社会福祉推進事業

「地域生活定着支援センターにおける被疑者等支援業務の効果的かつ効率的な実施方法に関する調査研究事業」

1 課題の趣旨・目的

被疑者等支援業務については、令和3年度に業務が開始されて以降、毎年着実に実施件数が増加しているが、他方で、地域によって取組状況に差が生じている等の課題もある。そこで、実態調査の実施やその整理、分析、全国各地の好取組や好事例の集約等を通して、被疑者等支援業務の全国的な推進を図ることが必要である。

2 事業内容（抜粋）

- ・地域生活定着支援センター及びその関係機関に対するアンケート調査（全数・抽出・ヒアリング）の実施。
- ・アンケート調査の収集や整理・分析等を担う検討委員会の設置。
- ・全国各地の好取組や好事例の共有を目的とした研修会の開催。
- ・被疑者等支援業務の現状や課題、好取組や好事例等を盛り込んだ成果物の作成。

※成果物は厚生労働省のホームページ（ポータルサイト）に掲載すると同時に、全国の地域生活定着支援センターや都道府県の主管課、司法、福祉・医療等の関係機関に配布し、実践の場での活用を図る。

※ 振り返り

※本調査研究事業を通じて、当業務は地域の実情に応じ、弾力的に運用されていることが明らかとなった。

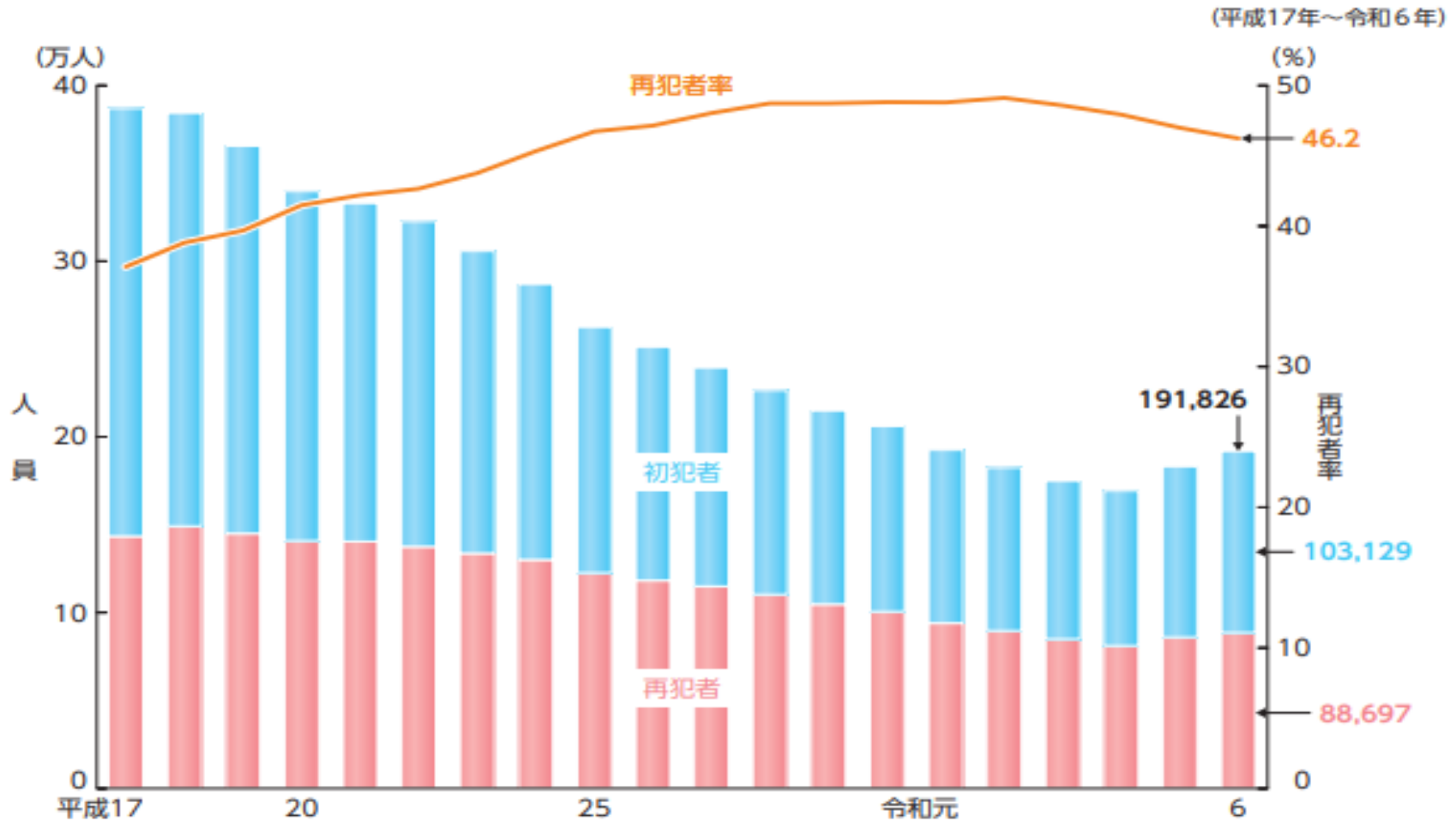
- ・都道府県や市町村をはじめ、司法（弁護士会含む）、福祉・医療、住まい等の関係機関への周知に取り組むことが必要。
- ・地域において、都道府県主管課や検察庁、保護観察所、弁護士会、センター等が参加する「一堂に会する協議」を開催し、各機関の機能や役割を相互に理解し、当業務に関する共有認識を醸成することや、地域の実情に応じた支援フロー（体制）を構築することが必要。
- ・保護観察所等と協働し、対象者の帰住先となる更生保護施設や自立準備ホームの確保、拡充を図ることが必要。

参考【司法関係法令等】

刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移

令和7年版「犯罪白書」

5-1-1 刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
 3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

再犯防止推進法（平成28年成立）

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（再犯防止推進計画）を策定（閣議決定）
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等（第11条）
- 2 就労の支援（第12条）
- 3 非行少年等に対する支援（第13条）

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等（第14条）
- 5 住居の確保等（第15条）
- 6 更生保護施設に対する援助（第16条）
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等（第18条）
- 9 再犯防止関係施設の整備（第19条）

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条）
- 11 社会内における適切な指導及び支援（第21条）
- 12 国民の理解の増進及び表彰（第22条）
- 13 民間の団体等に対する援助（第23条）

【地方公共団体の施策】（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

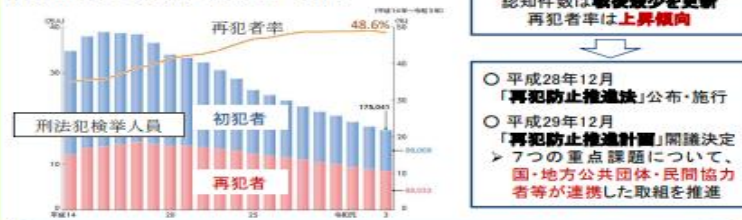
- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

第二次再犯防止推進計画（令和5年度から令和9年度）

I 第二次再犯防止推進計画策定の目的

第二次再犯防止推進計画策定の経緯

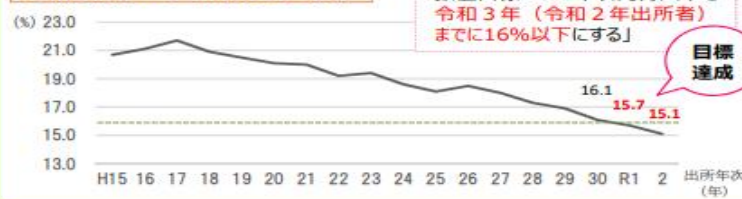
再犯の現状と再犯防止対策の重要性



第一次再犯防止推進計画に基づく取組

- 満期釈放者対策の充実強化
 - 矯正施設在中所の生活環境の調整の強化
 - 更生保護施設による訪問支援事業の開始(R3.10～)
- 地方公共団体との連携強化
 - 「地域再犯防止推進モデル事業」の実施(H30～R2)
 - 地方再犯防止推進計画の策定支援(402団体で策定済み(R4.10.1))
- 民間協力者の活動の促進
 - 民間資金の活用などによる草の根の支援活動の広がり

出所受刑者の2年以内再入率の推移



第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携(ネットワーク)拠点を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

II 今後取り組んでいく施策

7つの重点課題とその具体的施策

① 就労・住居の確保

(1) 就労の確保

- 拘禁刑創設や社会復帰後の自立・就労を見据えた受刑者の特性に応じた刑務作業の実施
- 雇用ニーズに応じた職業訓練種目の整理
- 寄り添い型の支援による職場定着支援及び離職後の再就職支援、多様な協力雇用主の開拓及びその支援の充実

(2) 住居の確保

- 更生保護施設等が地域社会での自立生活を見据えた処遇(福祉へのつなぎ、薬物依存回復支援、通所・訪問支援等)を行うための体制整備
- 地域社会における定住先の確保に向けた居住支援法人との連携強化、満期釈放者等への支援情報の提供

② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

(1) 高齢者又は障害のある者等への支援

- 福祉的支援のニーズの適切な把握と動機付けの強化
- 刑事司法関係機関、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化
- 被疑者等段階からの生活環境の調整等の効果的な人口支援の実施

(2) 薬物依存の問題を抱える者への支援

- 矯正施設及び保護観察所における一貫した専門的プログラムの実施
- 更生保護施設等の受入れ・処遇機能の充実、自助グループ等の民間団体との連携強化
- 増加する大麻事犯に対応した処遇の充実



地方再犯防止推進計画策定数

年次	都道府県	指定都市	その他市町村 (特別区含む)
H31	15/47	0/20	4/1,727
R2	31/47	6/20	32/1,727
3	42/47	16/20	130/1,727
4	47/47	18/20	306/1,727
5	47/47	19/20	506/1,727
6	47/47	20/20	748/1,727

長崎刑務所における知的障害受刑者処遇・支援モデル事業

社会福祉法人 南高愛隣会HP



長崎刑務所における知的障害受刑者処遇・支援モデル事業概要

現状・問題点

- 全受刑者のうち知的障害を有する者又はその疑いのある者（以下「知的障害受刑者」という）は、全国で**1,345名**であり、このうち療育手帳を取得している者は**414名（30.8%）**であることが判明（令和2年9月矯正局特別調査）
- 知的障害受刑者の**再犯期間は短く、刑事施設への入所度数は多い傾向（必要な支援がないまま短期間で再犯を反復）**
- 知的障害受刑者の再犯防止を推進するためには、①障害特性の把握と就労等を見据えた処遇の実施、②福祉サービス等を受けるための療育手帳の取得、③社会復帰後の継続した寄り添い型支援等が必要であるところ、矯正施設だけでこれら障害特性に目を向けた取組を行うには**専門知識やノウハウが不十分**
- 長崎刑務所は、刑事施設では**全国唯一の「社会復帰支援部門」**が設置されており、社会福祉関係機関との連携実績あり

対策概要

長崎刑務所をモデル事業実施庁に指定し、九州各県所在の刑事施設から知的障害受刑者を一定数集約（50名程度）した上で、障害者福祉の専門的知見・ノウハウを有する社会福祉法人南高愛隣会に業務委託を行い、①特性に応じたアセスメントと処遇計画の立案、②処遇計画に基づく訓練・指導、③療育手帳等の取得に向けた調整、④息の長い寄り添い型支援を可能とする調整を実施

事業イメージ

【対象者】

- ・福岡矯正管区内の刑事施設において、スクリーニング等により、知的障害及びその疑いがあるとされた者
- ・心身に重大な疾患を有しない者
- ・集団又は個別のプログラム等の処遇が実施可能な者
- ・移送時、残りの刑期が少なくとも1年以上ある者

【業務フロー】

福岡矯正管区において対象候補者の選定



施設内処遇

○特性に応じた作業・訓練

- ☞ 一般作業
- ☞ 職業訓練
- ☞ 職場体験

○特性に応じた指導

- ☞ 一般改善指導（SST等）
- ☞ 特別改善指導（就労支援指導等）
- ☞ 教科指導



療育手帳の取得に向けた調整



社会復帰に向けた調整

○更生保護官署・地域生活定着支援センター等との調整

出所（それぞれの地元などに帰住）

- ☞ 一般就労（一般企業・特例子会社）
- ☞ 福祉的就労等（雇福、就労移行・継続支援）
- ☞ 福祉的支援 など

① 特性に応じたアセスメントと処遇計画の立案

☞対象者の特性に応じた作業・訓練・指導内容の選定に係るアセスメントの支援を行い、処遇計画を立案

② 処遇計画に基づく訓練・指導

☞就労を見据えて、知的障害者を多く雇用している企業の協力を得た作業の導入
 ☞就労移行支援事業所等のノウハウを取り入れた職業訓練
 ☞社会生活を見据えたライフスキル・ソフトスキルの習得など
 ☞福祉的制度等への理解の促進

③ 在所中の療育手帳等の取得に向けた調整

☞対象者が出所後に必要となる療育手帳について、在所中の取得に向けた調整
 ☞必要に応じて障害受容に向けたカウンセリング

④ 息の長い寄り添い型支援を可能とする調整

☞一般就労が可能な者は就労支援
 ☞一般就労と福祉的支援の狭間にある者は福祉的就労等
 ☞福祉的支援を要する者は必要なサービスへの引き継ぎ
 ☞出所して、それぞれの地元などに帰住した後も息の長い寄り添い型支援を可能とする施設内外が有機的に連携した包括的取組【調整機関等】

対象者が帰住予定の自治体福祉関係部局、社会福祉協議会、知的障害者更生相談所、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、就労移行・継続支援事業所など

刑法等の一部を改正する法律（令和4年成立）

拘禁刑創設の趣旨

令和7年4月1日
法務省矯正局

懲役と禁錮を廃止し、新たな刑として拘禁刑を創設（令和7年6月1日施行）

⇒ 刑法等の一部を改正する法律（令和4年6月13日成立）により、明治40年の刑法定制以来、初めて刑罰の種類を変更

改正前（令和7年5月31日まで）	改正後（令和7年6月1日から）
<p>○刑法 （懲役） 第12条（略） 2 懲役は、刑事施設に拘置して<u>所定の作業を行わせる</u>。</p> <p>（禁錮） 第13条（略） 2 禁錮は、刑事施設に拘置する。</p>	<p>○刑法 （拘禁刑） 第12条（略） 2 拘禁刑は、刑事施設に拘置する。 3 拘禁刑に処せられた者には、<u>改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる</u>。</p> <p>第13条 削除</p>

懲役

作業が刑の本質的要素であるため、どの受刑者も一定の時間を割かなければならない。

【課題】

改善更生や社会復帰のために必要な指導等を行う時間を確保することが困難な場合あり。

禁錮

作業を行う刑法上の義務なし。本人の申出に基づき行う。

【課題】

改善更生や円滑な社会復帰に有用な作業であっても、本人が希望しない限り実施させることができない。

拘禁刑

個々の受刑者の特性に応じて、改善更生・再犯防止のために必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことが可能に。

point

✓ 受刑者の必要性に応じた作業の実施

作業の実施が前提ではなくなり、改善更生等の必要性に応じて実施を検討することが可能に。

✓ 作業と指導を柔軟かつ適切に組み合わせた処遇

作業や指導等の実施時期や割合、組合せ等を重視し、個々の特性に応じたきめ細かな矯正処遇等を展開。

✓ 作業を含む受刑生活への動機付けの強化

一方的に矯正処遇等を課すのではなく、受刑者自身にその重要性を十分に理解させ、効果的に改善更生等を図る。

官民協働の支援ネットワーク体制の構築



⑤ 関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等に係る業務

【地域生活定着促進事業実施要領 3事業内容- (2) -オ】

センターは、上記の業務を円滑かつ効果的に実施するため、次に掲げる業務を行う。

(ア) 刑事司法関係機関、地方公共団体、地域の福祉関係機関、既存の**各種協議会等との恒常的な連携体制を確保し、官民協働の支援ネットワークを構築**する。

(イ) 福祉関係機関等の支援技術の向上を図り、**地域住民の理解を得るための研修や普及啓発活動**を行う。

※令和7年度から追加

○官民協働の支援ネットワークの構築強化費

○協議体を活用した連携強化推進費

【官民協働の支援ネットワーク先（参考）】

■ 機関別：

- ・行政機関（都道府県主管課、関係各課、市区町村関係各課、**保健所、精神保健福祉センター**等）
- ・**医療機関**（**精神科病院**、一般病院）、自助グループ（DARC等）等
- ・福祉関係機関
（**基幹相談支援センター、自立支援協議会、相談支援事業所**、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、権利擁護センター等）
- ・司法関係機関
（矯正施設、保護観察所、検察庁、弁護士会、法務少年支援センター（少年鑑別所）、法テラス、警察署、交番等）
- ・居住支援関係機関（居住支援協議会、居住支援団体、セーフティネット住宅、管理会社、大家、公営住宅等）
- ・職能団体（社会福祉士会、精神保健福祉士協会、**相談支援専門員協会**、介護支援専門員協会、医療ソーシャルワーカー協会等）
- ・教育機関（大学、専門学校等）
- ・地域（社会福祉協議会、民生委員児童委員、自治会、保護司会、更生保護女性会、ボランティア団体、地域住民等）

■ 各種会議体別：

- ・重層的支援会議（重層的支援体制整備事業） ・地域ケア会議（介護保険法） ・（**自立支援**）協議会（**障害者総合支援法**）
- ・民生委員児童委員協議会（民生委員法） ・（権利擁護）中核機関連携ネットワーク会議（成年後見制度利用促進法）
- ・居住支援協議会（住宅セーフティネット法） ・要保護児童対策地域協議会（児童福祉法） ・再犯防止推進協議会（再犯防止推進法）
- ・支援会議（生活困窮者自立支援法、社会福祉法） ・その他会議や担当者会議（医療機関、福祉関係機関等）

地域生活定着支援センターの取組状況

令和6年度地域生活定着促進事業実施状況調査

1 地域における支援ネットワークの構築・強化を目的とした普及啓発のための研修・会議等の開催等

ネットワーク会議開催件数 ※都道府県全域を対象に支援ネットワークの構築等を目的とした会議	157 (155)
研修開催件数 ※都道府県全域を対象に、地方自治体や関係機関、一般市民等を対象に行った研修	241 (171)
地域福祉支援検討会の実施回数 ※地域の関係機関等を交えた事例を基にした支援検討会	484 (520)
福祉事業者巡回開拓の実施回数 ※地域の福祉関係事業所等を開拓するための巡回訪問	770 (814)
地域福祉研修の実施回数 ※地域の福祉関係事業者等に対する、支援の質の向上を目的とした研修	286 (253)

(単位：件(回)、括弧内は令和5年度の実績)

2 各種会議体への参加件数

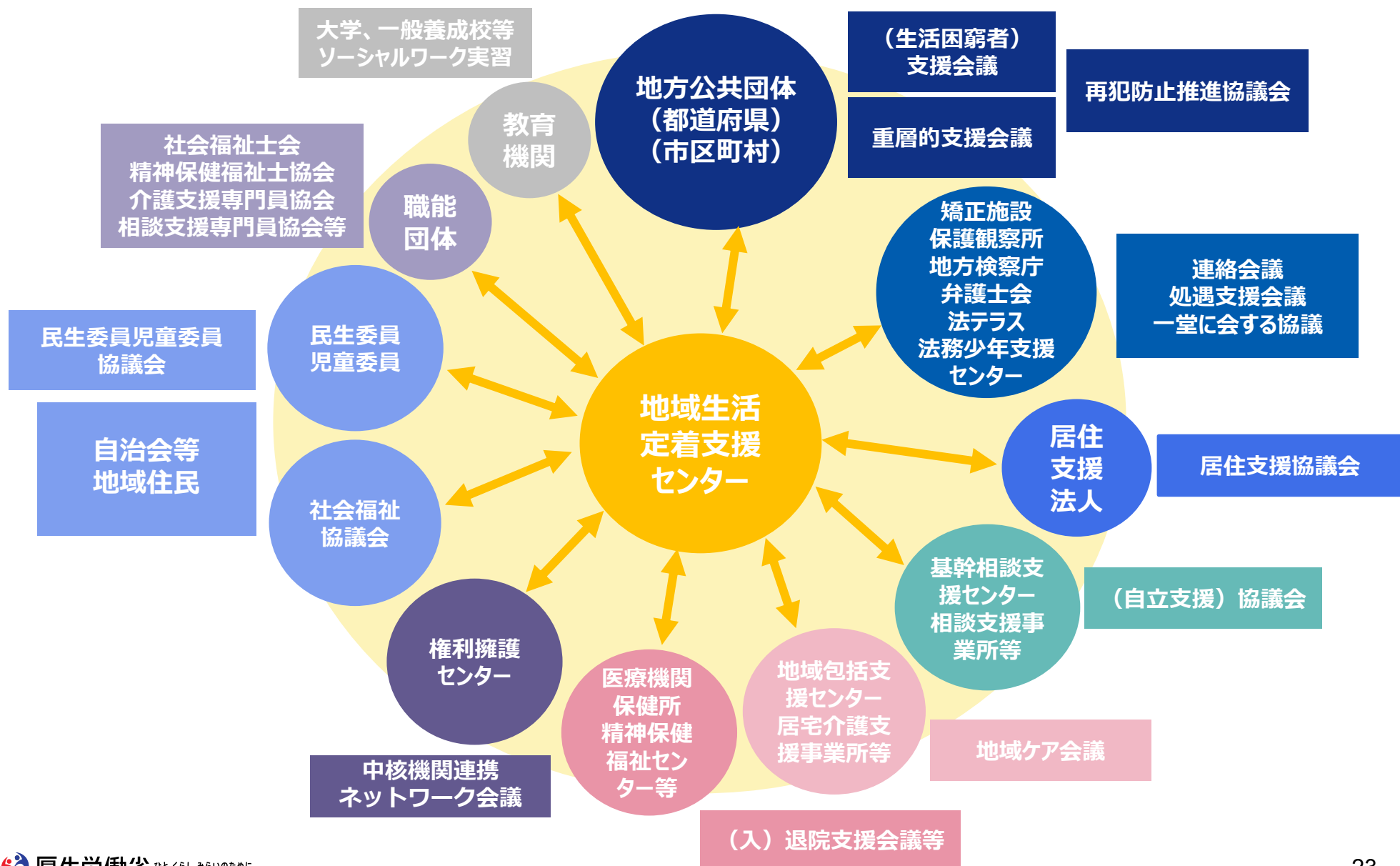
総数	(自立支援) 協議会	地域ケア 会議	重層的支 援 会議	(生活困窮者 自立支援法) 支援会議	要保護児童 対策支援協 議会	居住支援 協議会	再犯防止推進 協議会	その他
514 (450)	140 (116)	64 (73)	19 (26)	11 (7)	4 (11)	30 (17)	90 (91)	156 (109)

(単位：件(回)、括弧内は令和5年度の実績)

(*令和5年度の実績については、令和6年度の報告から一部変更あり)

(注) 令和7年7月31日時点で、各都道府県から回答があった実績を集計したもの。今後、各都道府県からの報告により変更が生じる可能性がある。

官民協働の支援ネットワーク体制の構築に関するイメージ図



相談支援専門員は保健、医療、福祉、就労支援、教育等の機関や事業者との連携を図る必要がある。そのためには、個別の利用者の支援における連携のほか、その連携を可能とするような地域の基盤構築にも取り組む必要がある。

個別の支援における関係機関の連携



情報連携

関係者が一堂に会することは情報連携、支援の検討どちらにも重要

協働での支援方針の検討等

○支援計画等の相互交換

サービス等利用計画、個別支援計画、各機関の作成する支援計画等

○各支援機関が必要とする情報の相互提供

○利用者の支援を協働で検討する会議等の開催・参加

サービス担当者会議の開催と必要な関係機関等への参画依頼

障害福祉サービス事業所等の個別支援会議や医療機関の実施するカンファレンス等への参画



オンラインの利活用も可能

地域における連携体制の構築



ネットワーク構築

地域課題の検討や解決に向けた取組の実施

○地域の関係機関の把握

一覧できるリスト化する等により、地域の関係機関を把握。

○顔の見える関係づくり

地域の関係機関を単に把握するだけでなく、連携の核となる担当者や相手方の特長等について理解するほか、可能な限り顔の見える関係構築を図る。

○地域課題の検討や解決に向けた取組の実施

本人・家族や相談支援事業所のみならず、各分野の関係機関や関係者、地域の関係者も参画した協議や課題解決に向けた具体的な取組の実施。

(自立支援) 協議会や重層的支援会議等の活用、地域の事業所の連絡会等への参加等

地域生活定着支援センターとの連携強化事業（地域生活支援事業）

【事業目的】 障害者等が、矯正施設（以下、刑務所、少年刑務所、拘置所及び少年院を指す。）、「留置施設等」（以下「矯正施設等」という。）からの退所後に実際に生活を営もうとする市町村等において、円滑に福祉サービス等を利用できるよう、市町村等が地域生活定着支援センターとの連携をより促進することにより、地域における支援体制の強化を図ることを目的とする。

事業内容

(ア) 地域生活定着支援センターとの連携による相談支援事業所等の利用調整

→ 地域生活定着支援センターからの依頼に応じ、同センターとの連携のもと、対象者の意向、状態等を勘案して地域の相談支援事業所及び障害その他福祉サービス事業所等の円滑な利用に向けた対象者や地域生活定着支援センターとの調整

(イ) 事業所等の後方支援

→ 対象者を受け入れた事業所等に対して、事業所独自では解決困難な課題の解決を図る等のための後方支援（コンサルテーション）

(ウ) 支援者の育成、社会資源の開発

→ 矯正施設等退所者への対応に関して専門性、ノウハウを有する事業所等、支援者の育成のための取組及び受入が可能な事業所等の増加に向けた取組、地域生活定着支援センターとの定期的な協議・情報交換の実施等

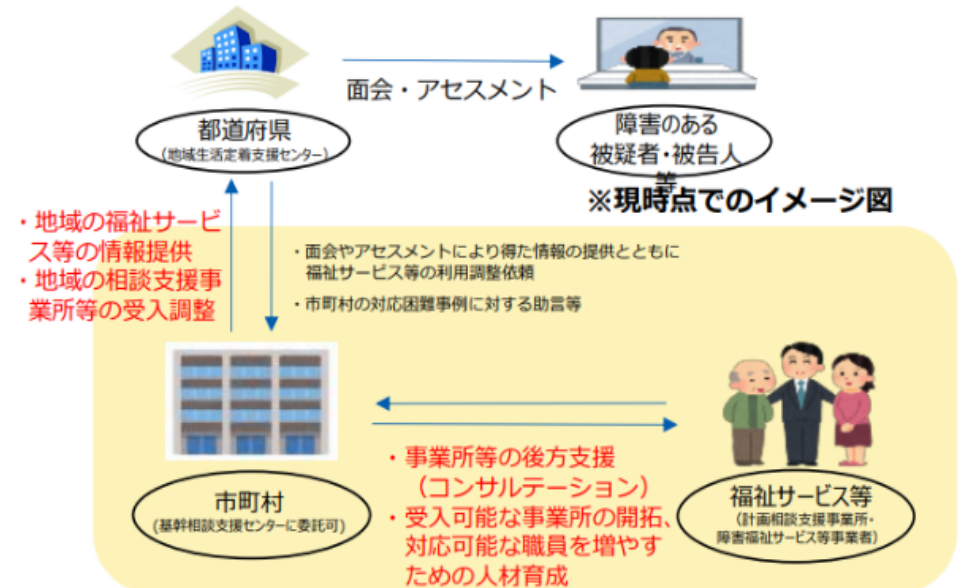
実施主体

市町村、特別区、一部組合及び広域連合とする（基幹相談支援センター及び本事業を適切に実施できると認める団体等に委託可）

事業内容（ア）の対象者

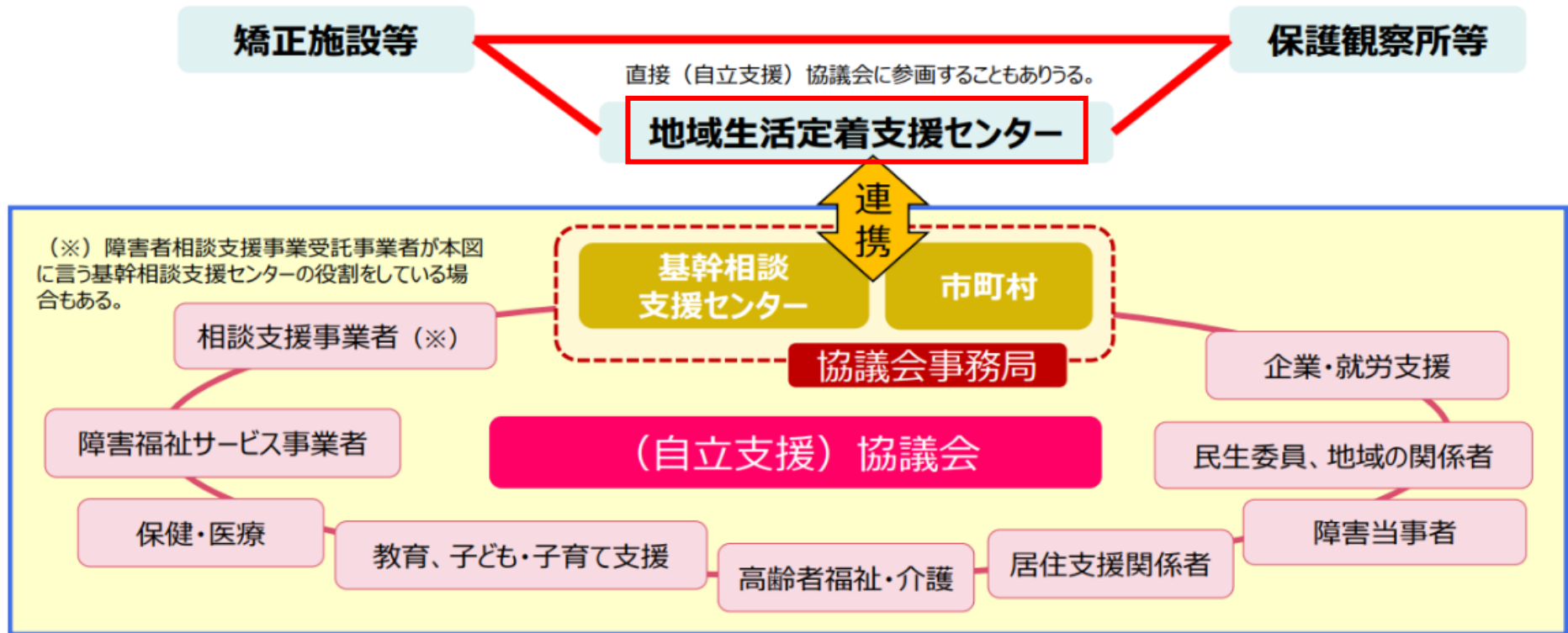
次に掲げる者で、障害を有するために、福祉的な支援を必要とする者であって、地域生活定着支援センターから相談支援事業所等への利用調整の依頼があった者。

- ・ 矯正施設退所予定者及び退所者
- ・ 身体を拘束された被疑者又は被告人及び起訴猶予の処分を受けた者、罰金若しくは料金の言渡しを受けた者又は刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者
- ・ その他、市町村等が必要と認める者



課題の共有、解決策の検討 (個別の課題から地域の課題へ)

- 自治体、基幹相談支援センターと地域生活定着支援センター、刑事司法の連携
- (自立支援) 協議会を活用した検討、ネットワーク構築



【参考】官民協働の支援ネットワーク体制の構築に係るセンターの好取組

【参考1 北海道】

旭川市自立支援協議会「司法部会」 ※ 触法障がい者の支援に関する協議や意見交換、事例検討会の実施等

構成機関：北海道地域生活定着支援札幌センター、相談支援事業所、発達障害者支援センター、法律事務所、地方検察庁、精神科病院、保護観察所、刑務所、社会福祉協議会、共同生活援助事業所

（事務局：旭川市所管課、基幹相談支援センター）

※今年度、「触法障がい者支援ハンドブック」を作成し、旭川市内の障害福祉事業所、司法関係支援者、その他、法を犯した障がい者への支援に従事している支援機関等を対象に周知

【参考2 長崎県】

大村市自立支援協議会「司法と福祉連携部会」 ※平成24年10月～

地域の実情に応じた連携体制の検討・協議、専門研修会（年1回）や事例検討会（月1回）の開催

副部会長：長崎県地域生活定着支援センター

構成員：福祉専門官（矯正施設）、保護観察官（保護観察所）、弁護士（弁護士会等）、精神保健福祉士等

【参考3 愛知県】

一宮市自立支援協議会「触法障害者支援連絡会議」 ※平成28年11月～

目的：関係機関の相互理解、顔の見える関係性の構築

開催頻度：年4回

構成機関：基幹相談支援センター、愛知県弁護士会一宮支部、名古屋地方検察庁一宮支部、名古屋保護観察所、名古屋少年鑑別所（法務少年支援センター）、名古屋刑務所、愛知少年院、障害者就業・生活支援センター、訪問看護事業所（医療）、一宮保健所、自立準備ホーム、グループホーム等の事業所、一宮市障害・高年・生活福祉課、愛知県地域生活定着支援センター

活動内容：

触法障害者支援に係る制度に関する勉強会、ケース検討会議、名古屋刑務所の参観ツアー（令和6年度）

【答】「刑事司法」と「福祉」の連携において、必要なことは。

関係機関間で「支援のボタン」を繋ぎ、対象者を「矯正」施設から「共生」社会へ

【相互理解】

- ・「司法関係機関（者）」と「福祉関係機関（者）」、相互の機能や役割を理解する。



【相互補完的な視点】

- ・「司法的視点」と「福祉的視点」を理解する。
 - ※「司法的視点」→再犯防止・未然防止・リスク管理 等
 - ※「福祉的視点」→ニーズの充足・権利擁護・意思決定支援・自己決定の尊重・ストレングス・エンパワメント・生活の質の向上 等

【支援のプロセス】

- ・地域の実情に応じた官民協働の支援ネットワーク体制を構築する。
 - ※官民協働の支援ネットワーク体制の展開過程（リレー方式）
 - 入口支援：①検察庁（弁護士）→保護観察所→③センター→④関係機関→⑤地域社会
 - 出口支援：①刑務所等→②保護観察所→③センター→④関係機関→⑤地域社会
 - ※対象者を「制度」と「制度」、「支援」と「支援」の狭間に陥らせない。



【獲得目標】

- ・対象者が抱える「生きづらさ」の解消や対象者に必要な「生きがい」の獲得を図り、地域共生社会の実現をつなげる。



地域共生社会の実現

地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、**人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながる**ことで、住民一人ひとりの暮らしと**生きがい**、**地域をともに創っていく社会**を指しています。

